

改正

平成28年3月23日条例第10号

平成28年3月28日条例第14号

平成31年3月14日条例第3号

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例

(設置)

**第1条** 市民及び市内事業者等が地域内外の大学、研究機関その他これらに準ずるもの及び事業者と連携し、水俣市の経験や教訓、環境首都としての取組などを基に教育・研究活動等を行うことにより、地域課題の解決や地域社会において活躍する人材の育成を推進し、本市の地域振興を図るため、水俣市高等教育・研究活動拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 水俣環境アカデミア
- (2) 位置 水俣市南福寺6番1号

(組織)

**第3条** 施設は、総務企画部の所管とする。

2 施設に、所長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

**第4条** 施設の休館日は次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第5条** 施設の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(業務)

**第6条** 施設の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理運営に関する業務
- (2) 使用許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 水俣地域で実施される高等教育・研究活動の促進、支援、連携等に関する業務
- (5) その他産学官民連携の促進、支援等に必要と認められる業務

(使用の許可)

**第7条** 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

**第8条** 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

- (2) 施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。  
(許可の取消し等)

**第9条** 市長は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。  
(損害賠償)

**第10条** 故意又は過失により施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 前条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

**第11条** 使用者は、使用の権利を他人に譲渡してはならない。

(使用後の措置)

**第12条** 使用者は、施設の使用が終わったとき、使用の中止を命ぜられたとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、職員の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

(使用料)

**第13条** 施設、設備等の使用料は、別表に定める額とし、次に掲げるとおり納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 施設使用料 使用の許可を受けたとき。
  - (2) 施設器具使用料及び施設冷暖房使用料 使用の額が確定したとき。
- 2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。
- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
  - (2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。
  - (3) 使用者が使用日の4日前までに使用の許可の取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

**第14条** 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

**第15条** 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理

候補者の選定を行うことができる。

- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
- 6 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 8 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

**第16条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条第1号から第5号までに掲げる業務
- (2) 施設、設備等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

**第17条** 指定管理者は、その委託の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（過料）

**第18条** 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

**第19条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成28年3月規則第2号の2で、同28年4月1日から施行）

別表（第13条関係）

1 施設使用料

区 分			使用料
(1) 1時間あたり	1階	ラウンジ	620円
		ホール（交流スペース）	410円
	2階	ホール（交流スペース）	410円
		調理室	410円
		休憩室1	110円
		休憩室2	110円
	3階	研究スペース	210円
		研究スペース（全部）	620円
		試料前処理室	260円
	4階	セミナー室1	210円
		セミナー室2	210円
		セミナー室3	610円
(2) 1日あたり	3階	研究スペース	880円
		研究スペース（全部）	4,960円
		試料前処理室	2,080円
	4階	セミナー室1	1,680円
		セミナー室2	1,680円
		セミナー室3	4,960円

2 施設器具使用料

区 分		使用料
2階	シャワー室	110円
3階	ドラフトチャンバー	1,020円
その他	放送機材一式	510円
	パソコン機器一式	510円
	プロジェクター一式	510円
	モニター	510円

3 施設冷暖房使用料

区 分	使用料
冷暖房料	310円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。